景観審議会の公開について

建設委員会資料

令和５年７月３日

都市環境部都市計画課 課

令和５年陳情第１３号

関係資料

1. 品川区景観審議会について

* 品川区景観条例第20条基づき、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として品川区景観審議会を設置
* 委員数、選出区分、任期

１．委員数　　９名

２．選出区分　学識経験者（６名）区民（２名）関係団体（１名）

３．任期　　　２年

* 景観審議会の審議事項等

１．景観計画の策定および変更、重要地区の指定に関する調査審議

２．景観法第16条第1項に基づく届出に対し、勧告、変更命令を

出す場合の事前の意見聴取

３．特定大規模建築物等に対する、事前相談時における意見聴取　など

1. 景観審議会の公開状況は以下の通り

* 原則公開
  + 景観計画の改正等が行われる場合の策定および変更案等に関する審議、意見等
  + 重点地区の指定に関しての審議等
  + 審議会委員名簿

※非公開の場合

* + 一定規模以上の建築等計画に対する景観上の意見聴取は、特定の企業や法人の策定段階の開発計画の内容に関する事項であるため、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開としている